

社会的活動の基本的な考え方



■東海理化 ステークホルダー(利害関係者)



コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は継続した企業価値の安定的向上に努め、株主様を始めとするすべてのステークホルダーから期待され、信頼される企業であり続けることを、経営の基本理念としております。

■ 会社の機関の内容、内部統制システムの整備状況

当社では、取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項および重要事項の決定並びに業務執行の監督を行っております。さらに、取締役会の監督機能強化のため、社外取締役1名を専任しております。また、取締役会の下位機関として、執行役員で構成し、業務執行に関する決定や報告を行う経営会議や経営に関する対処すべき重点課題を審議する重点テーマ検討会を原則月1回以上開催し、的確な経営判断、迅速かつ効率的な経営体制の確率に努めております。なお、2011年6月より、当社は「時代を先取り、世界から求められるグローバル企業集団」を目指して、これを実現するため「スピード・実行・フォロー」をさらに強化することを目的に執行役員制度を導入しています。

当社の内部統制に対する基本的な姿勢は、業務を適正に遂行するため、役員自らが率先垂範して法令および企業倫理を順守し、役員の間を通じた社内への浸透を図ります。また、内部統制は、業務遂行の過程に造り込むことを原則とし、各過程において自らが業務の適正性を確認し、自らが是正するものとしております。

株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、経営理念、ビジョン、グループ共有の指針をもってグループ経営を行い、関係会社の経営について、経営状況の報告、相談事項を定め、管理することにより、グループ経営の適正性を確保するとともに、関係会社の規模・業種などに合ったコンプライアンス体制を整備し、グループ各社が、当社の内部通報制度を利用できるようにしております。

■ 監査役監査

監査役監査の状況としては、監査役は取締役会を初めとした重要な会議、委員会に出席し、必要に応じて意見を述べ、また会社業務全般について監査計画に基づき監査を実施することにより経営の監視を行っております。また、監査役と会計監査人は原則3カ月に1回の頻度で定期的に会合を実施し、互いの監査方針および監査計画、期中に実施した監査の概要、今後課題などについて幅広く情報交換を行っております。

■コーポレートガバナンス体制図

